

(別添)

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱（昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知別紙）の  
一部改正について【新旧対照表】

下線部分は改正箇所

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p>最終改正</p> <p>〔令和6年5月13日〕 〔厚生労働省発健生0513第2号〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、都道府県がん診療連携拠点病院等、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、</p>	<p>別紙</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p>最終改正</p> <p>〔令和5年6月30日〕 〔厚生労働省発健0630第6号〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第62条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、都道府県がん診療連携拠点病院等、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、</p>

感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ等患者入院医療機関、H I V 検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、地方衛生研究所等及び喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関（削除）に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第94条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>令第6号）の規定によるほか、<sup>労働省</sup>この交付要綱の定めるところによる。

2 （略）

（交付の対象）

3 この補助金は、次の事業（(24)、(25)、(25の2)、(26)、(26の2)、(31)（31の2））については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「P F I 事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。

ただし、東京都及び川崎市が設置する（3）、（4）、（6）のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症（B S E）検査キットを除く設備、（14）、（15）、（19）、（20）のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、（29）、（32）、（34）、（36）、（38）（削除）及び（41）に係る整備事業については、交付の対象としない。

（1）～（38） （略）

感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検診実施機関、新型インフルエンザ等患者入院医療機関、H I V 検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、感染症検査機関、喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関及び保健所に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第94条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>令第6号）の規定によるほか、<sup>労働省</sup>この交付要綱の定めるところによる。

2 （略）

（交付の対象）

3 この補助金は、次の事業（(24)、(25)、(25の2)、(26)、(26の2)、(31)、（31の2））については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「P F I 事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。

ただし、東京都及び川崎市が設置する（3）、（4）、（6）のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症（B S E）検査キットを除く設備、（14）、（15）、（19）、（20）のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、（29）、（32）、（34）、（36）、（38）、（40）及び（41）に係る整備事業については、交付の対象としない。

（1）～（38） （略）

(39) 令和6年4月1日健生発0401第2号厚生労働省健康・生活衛生局長通知「地方衛生研究所等施設整備事業の実施について」の別紙「地方衛生研究所等施設整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市、特別区及び地方独立行政法人が行う施設整備事業

(40) 感染症法第15条第5項の規定により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う検査に必要な設備整備事業

(41) 令和2年3月31日健発0331第56号厚生労働省健康局長通知「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器の整備について」の別紙「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業

(削除)

4 (略)

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。

ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係

ア からカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(22)、(25)、(26)、(31)、(32)、(35)、(36)、(38) 及び (39)の施設整備事業

(39) 感染症法第15条第5項の規定により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う検査に必要な設備整備事業

(40) 令和2年3月31日健発0331第56号厚生労働省健康局長通知「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器の整備について」の別紙「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業

(41) 令和4年3月23日健発0323第75号厚生労働省健康局長通知「保健所の衛星携帯電話の設備整備について」の別紙「保健所の衛星携帯電話設備整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業

4 (略)

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。

ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金関係

ア からカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(6)、(8)、(16)、(22)、(25)、(26)、(31)、(32)、(35)、(36) 及び (38)の施設整備事業

(ア)～(イ) (略)

イ～カ (略)

(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(削除)(40)及び(41)の設備整備事業

(ア)～(ウ) (略)

イ～カ (略)

第1表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)
小児がん 拠点病院	(略)	(略)	(略)
地方衛生 研究所等	<u>厚生労働大臣が必要 と認めた額</u>	<u>地方衛生研究所等の うち感染症検査室に係 る施設整備の新設・改 築・増設又は改修のた めに必要な工事費又は 工事請負費及び工事事 務費（工事施工のため に直接必要な事務に要</u>	<u>2分の1</u>

(ア)～(イ) (略)

イ～カ (略)

(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係

アからカまでの合計額を交付額とする。

ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(39)、(40)及び(41)の設備整備事業

(ア)～(ウ) (略)

イ～カ (略)

第1表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)
小児がん 拠点病院	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

		する費用であって旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)	
--	--	--	--

第2表 (略)

第3表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
原爆被爆者健康管理施設	(略)	(略)	(略)	(略)
食肉衛生検査所	(略)	(略)	(略)	(略)
	牛海綿状脳症(BSE)検査キット設備費	次により算出された額の合計額 (1)検査キット(冷蔵品) 462,000 円 ×厚生労働大臣が必要と認めた員数	牛海綿状脳症(BSE)検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品 購入費	10分の10

--	--	--	--

第2表 (略)

第3表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
原爆被爆者健康管理施設	(略)	(略)	(略)	(略)
食肉衛生検査所	(略)	(略)	(略)	(略)
	牛海綿状脳症(BSE)検査キット設備費	次により算出された額の合計額 (1)検査キット(冷蔵品) 198,000 円 ×厚生労働大臣が必要と認めた員数	牛海綿状脳症(BSE)検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品 購入費	10分の10

		(2)検査キット (常温品) <u>143,000</u> 円 ×厚生労働大臣 が必要と認めた 員数					(2)検査キット (常温品) <u>66,000</u> 円× 厚生労働大臣が 必要と認めた員 数		
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
末梢血幹 細胞採取 施設	(略)	(略)	(略)	(略)	末梢血幹 細胞採取 施設	(略)	(略)	(略)	(略)
地方衛生 研究所等	(略)	(略)	(略)	(略)	感染症検 査機関	(略)	(略)	(略)	(略)
喫煙専用 室等の基 準適合性 を検証す る機関	(略)	(略)	(略)	(略)	喫煙専用 室等の基 準適合性 を検証す る機関	(略)	(略)	(略)	(略)
					保健所	衛星携帯電話	衛星携帯電話を購	<u>2分の1</u>	

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		設備費	200,000 円 × 1 台	入するための備品 購入費	
第4表 (略)					第4表 (略)				
6 (略)					6 (略)				
(交付の条件)					(交付の条件)				
7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。					7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。				
(1) ~ (5) (略)					(1) ~ (5) (略)				
(6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣等の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。					(6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣等の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。				
(7) ~ (14) (略)					(7) ~ (14) (略)				
(15) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(13)に掲げる条件((2)中入所定員及び通所定員を除く。)を付さなければならない。この場合において(1)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市若しくは中核市の長」と「当該事業年度の2月15					(15) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(13)に掲げる条件((2)中入所定員及び通所定員を除く。)を付さなければならない。この場合において(1)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市若しくは中核市の長」と「当該事業年度の2月15				

日」とあるのは「当該事業年度の2月5日」と「毎年度2月末日」とあるのは「毎年度2月15日」と「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市若しくは中核市」と(6)中削除「厚生労働大臣等の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認」と(9)及び(10)中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と(10)中「別紙様式7」とあるのは「別紙様式8」と読み替えるものとする。

(16)～(17) (略)

8～14 (略)

日」とあるのは「当該事業年度の2月5日」と「毎年度2月末日」とあるのは「毎年度2月15日」と「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市若しくは中核市」と(6)中「50万円」とあるのは「30万円」と「厚生労働大臣等の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認」と(10)中「別紙様式7」とあるのは「別紙様式8」と読み替えるものとする。

(16)～(17) (略)

8～14 (略)

表第 1 標準事業額 [1m 当たり]

施設種別	精神医療施設・療養 福祉センター （認知症治療棟を除く）	精神科病院・病室 （認知症治療棟を除く）		精神科病院のうち、 認知症治療棟		精神科救急 医療センター	精神科 医療センター	精神科 医療センター （認知症治療棟を除く）	精神科 医療センター （認知症治療棟を除く）	精神科 医療センター （認知症治療棟を除く）	精神科 医療センター （認知症治療棟を除く）	精神科 医療センター （認知症治療棟を除く）
		鉄 筋	鉄 筋	鉄 筋	鉄 筋							
標準事業額	216,000	259,000	205,000	209,500	244,000	205,000	177,000	238,200	208,500	224,100	202,200	176,100

※**令和 5 年度**以前からの継続事業については事業着手年度の標準額を適用する。

表第 1 標準事業額 [1m 当たり]

施設種別	精神医療施設・療養 福祉センター （認知症治療棟を除く）	精神科病院・病室 （認知症治療棟を除く）		精神科病院のうち、 認知症治療棟		精神科救急 医療センター	精神科 医療センター	精神科 医療センター （認知症治療棟を除く）	精神科 医療センター （認知症治療棟を除く）	精神科 医療センター （認知症治療棟を除く）	精神科 医療センター （認知症治療棟を除く）	精神科 医療センター （認知症治療棟を除く）
		鉄 筋	鉄 筋	鉄 筋	鉄 筋							
標準事業額	202,200	241,600	195,000	191,000	170,200	155,000	203,700	227,200	194,000	191,000	188,000	164,300

※**令和 5 年度**以前からの継続事業については事業着手年度の標準額を適用する。

別表1の2 (都市部における1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)

施設種別	難病相談支援センター	
構造別	鉄筋及び木造	ブロック
基準単価	<u>250,100</u>	<u>218,900</u>

(注) 令和5年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3 (冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>18,900</u>	<u>26,500</u>	<u>33,100</u>

(注) 令和5年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4 (浄化槽設備工事費基準単価)

(単位：円)

難病相談支援センター
<u>45,500</u>

(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。  
2. 令和5年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の2 (都市部における1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)

施設種別	難病相談支援センター	
構造別	鉄筋及び木造	ブロック
基準単価	<u>233,300</u>	<u>204,200</u>

(注) 令和4年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の3 (冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価)

(単位：円)

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>17,600</u>	<u>24,700</u>	<u>30,900</u>

(注) 令和4年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の4 (浄化槽設備工事費基準単価)

(単位：円)

難病相談支援センター
<u>42,400</u>

(注) 1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日あたり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。  
2. 令和4年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>19,900</u>	<u>27,800</u>	<u>34,700</u>

（注）令和5年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>47,700</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。  
2. 令和5年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表2（略）

別紙様式1～8（略）

別表1の5（都市部における冷暖房設備工事費：1㎡当たりの基準単価）

（単位：円）

暖房設備工事費	冷房設備工事費	冷暖房設備工事費
<u>18,500</u>	<u>25,900</u>	<u>32,400</u>

（注）令和4年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表1の6（都市部における浄化槽設備工事費基準単価）

（単位：円）

難病相談支援センター
<u>44,500</u>

（注）1. 処理対象人員は、厚生労働大臣が認めた1日当たり利用者数及び職員基準定員数の合計額とする。  
2. 令和4年度以前からの継続事業については事業着手年度の単価を適用する。

別表2（略）

別紙様式1～8（略）